

幼稚園就園奨励費補助事業等について

国・栃木県・上三川町では、私立幼稚園にお子さんを就園させている保護者の方の入園料及び保育料に係る経済的負担の軽減、また、少子化対策の一環を目的として、園児と生計を一にする世帯の所得状況（園児の両親・祖父母等）に応じて算定された市町村民税課税額により定められた補助金を支給しています。

手続きの流れについては、年間を通して全て幼稚園経由で行いますので、手続きが円滑に進みますよう保護者の方のご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、各補助金制度の詳細については、6～7月に送付予定の説明資料等をご覧ください。

補助金の種類等

①幼稚園就園奨励費補助金（国・町）

▼対象者⇨幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額⇨国から通知された補助単価に基づきます。

②第二子等保育料減免事業費補助金（県・町）

▼対象者⇨同時に2人以上の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額⇨県から通知された算定方法に基づきます。

③第三子以降子育て支援費補助金（町）

▼対象者⇨当該世帯3番目以降の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

▼補助金額⇨保育料年額（ただし、毎年度知事が定める保育料の上限額を基に算出した保育料年額まで）から上記①及び②を差し引いた額となります。

※いずれも上三川町に住所を有する方（満3歳児（満3歳に達し、翌年4月を待たずに、年度途中から私立幼稚園に入園する幼児を指します。）から5歳児）が対象となり、年度途中で異動が生じた場合には、原則、補助金は月割りとなります。
 ※園児と生計を一にする世帯状況（6月1日現在で電算処理をかけた世帯構成・市町村民税課税額）を基に事務手続きを行います。

手続きの流れ

補助金申請から支給までの手続きの流れは概ね下表のとおりで、各手続きの際には、就園されている幼稚園又は町教育委員会にお問い合わせください。

| 時 期 | 手 続 内 容 | |
|-----------|---------|--|
| H24. 4～5月 | 申 請・承 諾 | 該当保護者に「補助金申請事務手続きに係る承諾書」の提出を依頼します。 |
| 6～7月 | 調書作成・確認 | 該当保護者あて「保育料等減免措置に関する調書」及び説明資料を送付し、左記調書の内容確認を依頼します。 |
| 8月～ | 調書内容審査 | 提出された関係書類の審査を行います。 審査の結果、書類の不備があった場合には、個別に再依頼を行います。 |
| H25. 2月上旬 | 交 付 決 定 | 補助金の交付決定を行います。 |
| 2月下旬～ | 支 給 | 町から幼稚園へ補助金を振込み、その後、幼稚園から保護者の方に補助金を支給します。 ※ 支給方法は、就園幼稚園によって異なりますので、詳しくは当該幼稚園にお問い合わせください。 |

▼問い合わせ先=教育総務課 学校教育係 ☎9 1 5 6

